

1 1) 品目名：特殊肥料（パークたい肥を除く）

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。 (1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン (2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質
規格に関する基準	1 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の規定による届出をしていること。 2 植栽基盤材として使用する場合は、秋田県土木工事共通仕様書第11編第1章第5節植栽基盤工11-1-5-2を満たすこと。
循環資源の配合率	原材料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂